

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法

特別徴収(年金天引き)を開始します

令和8年4月から、次の全てに該当するかたは国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)を開始します。



国民健康保険税について



後期高齢者医療保険料について

国民健康保険税の場合

- 1 国民健康保険に加入している世帯主で、令和7年4月2日～10月1日の間に65歳になったかた
- 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下であること(令和9年3月31日までに世帯主が75歳になる場合を除く。)
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- 4 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計が年金受給額の2分の1を超えないかた

後期高齢者医療保険料の場合

- 1 令和7年4月2日～10月1日の間に加入したかた
- 2 白岡市の介護保険料が年金から特別徴収されているかた
- 3 介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回(期)当たりの特別徴収の合計が、年金受給(受給額が年18万円以上)の1回当たりの受給額の2分の1を超えないかた

特別徴収から口座振替に変更することもできます

特別徴収の対象となるかたが口座振替で納付を希望する場合は、保険年金課で手続きが必要です(納付書払いはできなくなります。)。

手続きに必要なもの

1 すでに口座振替を利用しているかた

- ・本人確認書類



2 口座振替を利用していないかた

- ・本人確認書類
- ・通帳
- ・キャッシュカードまたは通帳届出印



※口座名義人と異なるかたが、キャッシュカードで口座振替手続きをする場合は委任状が必要です。

※一部利用できないキャッシュカードがありますので、キャッシュカードや通帳・通帳届出印をお持ちください。

※1月30日(金)までに手続きをした場合、4月分から年金天引きを中止します。なお、口座振替手続きの完了の時期により、年金天引きを中止する時期が異なります(口座振替手続きが完了しないと年金天引きは中止できません)。

※口座名義人は被保険者、被保険者の親族、被保険者と生計を同一にするかたなどを指定できます。口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

問合せ

保険年金課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当

国民健康保険・後期高齢者医療・ 国民年金に加入しているかたへ

市・県民税または所得税の申告は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や医療費の自己負担限度額を算出する基礎になります。

また、国民年金保険料の免除の判定の基礎となりますので、税制度上家族の扶養に入っているかたや収入がないかたもその旨を申告する必要があります。

申告がないと…

保険税・料の軽減が受けられない場合があるだけでなく、高額療養費などが正しく計算できない場合や、国民年金保険料の納付が困難で免除制度を利用する際、不利になる場合があります。

問合せ

保険年金課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当・国民年金担当